

旧	新	備考
<p>(名称及び事務所)</p> <p>第1条 本連盟は、春日部市卓球連盟（以下「卓連」という。）と称し、事務所は会長指定の事務局宅に置く。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 卓連は、卓球の普及及び発展を図り、健康と体力の向上を目指し、卓球愛好者相互の親睦を図ることを目的とする。</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 卓連は、第2条の目的達成のため、次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 卓球大会・研修会等。</li> <li>2. その他、卓連の目的達成のため、必要と認める事業。</li> </ol> <p>(会員)</p> <p>第4条 卓連の会員は、市内に主たる活動の拠点を置くクラブに所属し、卓連の趣旨に賛同する卓球愛好者をもって会員とする。また、市内の小中高生および市内の高校卓球部OB・OGは準会員として年会費を無料とするが、評議員会への出席、卓連の運営に参画することは不可とする。</p> <p>(役員)</p> <p>第5条 卓連に次の役員を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 会長 1名</li> <li>2. 副会長 若干名</li> <li>3. 理事長 1名</li> <li>4. 副理事長 若干名</li> <li>5. 理事 若干名（事務局・会計も含む）</li> </ol> <p>(役員を選出)</p> <p>第6条 役員を選出は、評議員会において、評議員の立候補及び推薦により選出し、評議員会の出席者の過半数の同意を得なければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 会長・副会長・理事長・副理事長は、</li> </ol>	<p>(名称及び事務所)</p> <p>第1条 本連盟は、春日部市卓球連盟（以下「卓連」という。）と称し、事務所は会長指定の事務局宅に置く。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 卓連は、卓球の普及及び発展を図り、健康と体力の向上を目指し、卓球愛好者相互の親睦を図ることを目的とする。</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 卓連は、第2条の目的達成のため、次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 卓球大会・研修会等</li> <li>(2) その他、<u>卓連の目的達成のため必要な</u>事業</li> </ol> <p>(会員)</p> <p>第4条 卓連は、市内に主たる活動の拠点を置くクラブに所属し、卓連の趣旨に賛同する卓球愛好者をもって会員とする。</p> <p><u>2. 会員は卓連加盟の複数のクラブに同時に所属することはできない。</u></p> <p>3. 市内の小中高生及び市内の高校卓球部OB・OGは準会員として年会費を無料とするが、評議員会への出席、卓連の運営に参画することは不可とする。</p> <p>(会員登録)</p> <p>第5条 卓連の会員は、<u>所属クラブを通し 別表1</u>に示す用紙で、会員登録を行い 所定の会費を納入しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2. 会費は、<u>1クラブ 5名迄を1,000円とし、5名より1名増すごとに200円増しとなる。</u></li> <li>3. 会費は、翌年3月31日迄の1ケ年分を前納すること。ただし、会員の資格を喪失した場合においても払い戻しは行わない。</li> </ol> <p>(役員)</p> <p>第6条 卓連に次の役員を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 会長 1名</li> <li>(2) 副会長 若干名</li> </ol>	<p></p> <p>変更</p> <p>追加</p> <p>変更</p> <p>変更</p>

<p>選出された役員で推薦し、評議員会で承認を得る。</p> <p>2. 事務局・会計は、理事の中から会長が選任し、評議員会の承認を得る。</p>	<p>(3) 理事長 1名 (4) 副理事長 若干名 (5) 理事 若干名 (事務局・会計も含む)</p> <p>2. <u>会長・副会長・理事長・副理事長は、相互に兼ねることはできない。</u></p>	追加
<p>(役員の仕事)</p> <p>第7条 役員の仕事は次のとおりとする。</p> <p>1. 会長は、卓連を代表し、会務を総括する。</p> <p>2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは会務を代行する。</p> <p>3. 理事長は、会長・副会長を補佐し、会務を執行する。</p> <p>4. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故あるときは会務を代行する。</p> <p>5. 理事は、会長の指示に従い、会務の運営及び業務にあたる。</p> <p>6. 事務局・会計は、庶務及び会計事務を処理する。</p>	<p>(役員を選出)</p> <p>第7条 役員を選出は、<u>立候補者及び会員・役員等から推薦された者について、第15条に定める役員会が審議の上、候補者を第14条に定める評議員会に提案し、その承認を得る。</u></p> <p>2. <u>会長は、卓連の会員以外の者を「学識経験者」として役員に推薦することができる。選出までの手続きは前項を適用する。</u></p> <p>3. 会長・副会長・理事長・副理事長は、<u>役員の中から役員会が選任し、</u>評議員会の承認を得る。</p> <p>4. 事務局・会計は、理事の中から会長が選任し、評議員会の承認を得る。</p>	変更
<p>(監事)</p> <p>第8条 理事長は、評議員会において当該年度監査を務める加盟団体を指名する。監事は指名された加盟団体の会員の中から2名選出し、卓連の会計を監査する。</p> <p>1. 監事は、卓連の役員を兼任することが出来ない。</p> <p>2. 監事の任期は1年間とする。</p>	<p>(役員の仕事)</p> <p>第8条 <u>役員は、法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行う。</u></p> <p>2. 会長は、卓連を代表し、会務を総括する。</p> <p>3. 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは会務を代行する。</p> <p>4. 理事長は、会長・副会長を補佐し、会務を執行する。</p> <p>5. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故あるときは会務を代行する。</p> <p>6. 理事は、会長の指示に従い、会務の運営及び業務にあたる。</p> <p>7. 事務局・会計は、庶務及び会計事務を処理する。</p>	追加
<p>(評議員)</p> <p>第9条 評議員は、加盟団体より指名された2名及び会長推薦による学識経験者で、評議員会に出席する。</p>	<p>(役員の仕事)</p> <p>第9条 役員の仕事は2年とする。ただし再任を妨げない。</p> <p>2. <u>役員が年度途中で辞任した場合等は、会長が補欠役員を選任することができる。補欠役員の任期は、選任後最初に開催する定時評議員会までとする。</u></p>	変更
<p>(任期)</p> <p>第10条 役員の仕事は2年とする。ただし再任を妨げない。</p> <p>1. 役員が脱会の場合は、役員の仕事は喪失するものとし、会長が必要と認めた場合は、補欠役員を評議員会で選出し、同意を得る。</p>	<p>(評議員)</p> <p>第10条 評議員は、<u>所属クラブより選任</u>された2名で、評議員会に出席する。</p>	追加
<p>(顧問及び参加)</p> <p>第11条 卓連に、顧問及び参加を置くことができ</p>		変更

<p>る。</p> <p>(評議員会)</p> <p>第 12 条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会とし、役員及び評議員で構成し、定時評議員会は毎年 1 回会長が招集し、下記の事項を決議する。また、臨時評議員会は、会長が必要と認めたとき、または、評議員の 3 分の 1 以上の者から要求があったときは、会長は臨時に評議員会を招集しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 規約に関すること。</li> <li>2. 役員に関すること。</li> <li>3. 事業計画及び事業報告に関すること。</li> <li>4. 収入、支出、予算及び決算に関すること。</li> <li>5. その他、必要と認めた事項に関すること。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>2. <u>評議員は、卓連の役員を兼任することができない。</u></li> <li>3. <u>評議員の任期は 1 年とする。ただし再任を妨げない。</u></li> </ol> <p>(監 事)</p> <p>第 11 条 <u>監事は会計を監査し、その結果を評議員会に報告する。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2. 理事長は、<u>定時評議員会において当該年度監査を務める所属クラブを指定する。指定されたクラブはその会員から 2 名の監事を選出する。</u></li> <li>3. 監事は、卓連の役員を兼任することができない。</li> <li>4. 監事の任期は 1 年間とする。</li> </ol> <p>(顧問及び参与)</p> <p>第 12 条 卓連に、顧問及び参与を置くことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2. <u>顧問及び参与は、会長の要請に応じて評議員会及び役員会に出席し、諮問に応じる。</u></li> </ol>	<p>追加</p> <p>追加</p> <p>追加</p> <p>変更 変更</p> <p>追加</p>
<p>(役員会)</p> <p>第 13 条 卓連に役員会を置き、会長が招集し、次の事項を審議する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 評議員会に提出する議案の作成。</li> <li>2. 規約及び付属規定。</li> <li>3. 事業計画案の作成及び予算案の編成。</li> <li>4. その他卓連の目的達成に必要な事項は、理事長が招集し審議する。</li> <li>5. 評議員会での予算案が承認決議されるまでに、支出を必要とする場合、役員会の審議により、前年度予算の範囲内で暫定予算を組み、事業を執行することができる。</li> </ol>	<p>(会 議)</p> <p>第 13 条 <u>議決を伴う会議は次のとおりとする。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) <u>評議員会</u></li> <li>(2) <u>役員会</u></li> </ol> <ol style="list-style-type: none"> <li>2. <u>評議員会及び役員会の議長は、会長または会長が指名した者があたる。</u></li> </ol> <p>(評議員会)</p> <p>第 14 条 評議員会は、<u>卓連の最高議決機関であり、役員及び評議員で構成される。監事・顧問・参与は評議員会に出席し意見を述べることができるが、議決に加わることはできない。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2. 評議員会は、下記の事項を議決する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) <u>規約及び付属規定</u>に関すること</li> <li>(2) 役員に関すること</li> <li>(3) 事業計画及び事業報告に関すること</li> <li>(4) 収入、支出、予算及び決算に関すること</li> <li>(5) その他、<u>卓連の目的達成に必要な事項</u></li> </ol> </li> <li>3. <u>評議員会の議決は、評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。評議員会にやむを得ず欠席する場合には、委任状を提出することができ、委任した者は出席者とみなす。</u></li> <li>4. 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会とし、定時評議員会は毎年 1 回会長が招集する。</li> </ol>	<p>追加</p> <p>追加</p> <p>変更</p> <p>変更 追加</p> <p>追加</p> <p>追加</p>
<p>(議 長)</p> <p>第 14 条 会議の議長は、会長または会長が指名した者があたる。</p>		<p>追加</p> <p>追加</p>
<p>(会 費)</p> <p>第 15 条 卓連の会員は、別表 2 に示す用紙で会員登録を行い、所定の会費を納入しなければならない。</p>		

<p>1. 会費は、1団体10名迄を3,000円とし、10名より1名増すごとに300円増しとなる。</p> <p>2. 会費は、翌年3月31日迄の1ヶ年分を前納すること。ただし、会員の資格を喪失した場合においても払い戻しは行わない。</p>	<p>5. 臨時評議員会は、次に掲げる場合に開催する。</p> <p>(1) 評議員の3分の1以上の者から要求があったとき</p> <p>(2) その他会長が必要と認めたとき</p> <p>(役員会)</p>	
<p>(会計年度)</p> <p>第16条 卓連の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。</p>	<p>第15条 卓連に<u>役員と顧問及び参与からなる</u>役員会を置き、会長が招集し、次の事項を審議する。</p> <p>(1) 評議員会に提出する議案の作成</p> <p>(2) 規約及び付属規定</p> <p>(3) <u>役員立候補者及び会員・役員等から推薦された役員候補者の適格性</u></p> <p>(4) 事業計画案の作成及び予算案の編成</p> <p>(5) その他卓連の目的達成に必要な事項</p> <p>2. 評議員会で予算案が議決されるまでに、支出を必要とする場合、役員会の審議により、前年度予算の範囲内で暫定予算を組み、事業を執行することができる。</p>	<p>追加</p> <p>追加</p>
<p>(慶 弔)</p> <p>第17条 卓連の慶弔に関することは、別表1のとおりとする。</p>	<p>(会 計)</p> <p>第16条 <u>予算は事業計画案に従って立案し、公正な会計原則を遵守しなければならない。</u></p> <p>2. <u>財源は、会費、大会参加料、助成金、ならびに寄付金等とする。</u></p> <p>3. <u>経費は、各事業に掛かる費用、別表2に定める各種手当て等であり、財源から支弁する。</u></p> <p>4. <u>経費は、領収書または支払い証明書等にて金銭物品出納を明らかにし、会計帳簿を備えるものとする。</u></p> <p>5. <u>収支決算は、監事の監査を受け評議員会に報告し承認を得なければならない。</u></p>	<p>追加</p>
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>この規約は、昭和49年5月1日から適用する。</p> <p>附 則 (平成 4年5月13日改正)</p> <p>この規約は、平成 4年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成12年4月 8日改正)</p> <p>この規約は、平成12年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成18年4月22日改正)</p> <p>この規約は、平成18年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成31年4月14日改正)</p> <p>この規約は、平成31年4月1日から施行する。</p>	<p>6. 会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。</p> <p>(慶 弔)</p> <p>第17条 <u>卓連の会員は、別表3に示す該当者がいる場合、卓連事務局に慶弔金の適用を申告することができる。</u></p> <p>2. <u>この規程により慶弔金及び見舞金を受けた者は、慣習による答礼は行わないものとする。</u></p>	<p>変更</p> <p>追加</p>
<p>附 則 (令和 4年4月16日改正)</p> <p>この規約は、令和 4年4月1日から施行する。</p>	<p>(倫理委員会)</p> <p>第18条 <u>役員又は会員に関し、一般刑法犯はもとより暴力行為その他倫理上著しく問題がある事</u></p>	<p>追加</p>

	<p><u>案が発生した場合、当事者を除く役員をもって倫理委員会を構成し、卓連としての対応を協議決定する。</u></p> <p>附 則（施行期日） この規約は、昭和49年5月1日から適用する。 <u>平成4年から令和4年までの改正附則 略附 則（令和8年4月**日改正）</u> <u>この規約は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>	<p>変更追加</p>
--	---	-------------

## 改正の骨子

- \* 規約の基本的な構成に改めた
  - 規約は、条・項・号からなる。項は条を細かくしたもの、号は項を細かくしたもの
- \* 表現を統一した
  - 「卓連の目的達成のため必要な」…（第3条の1項の2号）（第14条の2項の5号）（第15条の1項の5号）
  - 「クラブ」「団体」を「クラブ」に統一した…（第4条の2項）（第5条の1項と2項）（第10条の1項）（第11条の2項）
  - 「及び」「および」を「及び」に「等」「など」を「等」に統一した
- \* 条文の配置を整理した
  - 会員（第4条） 会員登録（第5条）
  - 役員について（第6条）から（第9条）まで
  - 評議員について（第10条） 監事について（第11条） 顧問及び参与について（第12条）
  - 会議について（第13条） 評議員会について（第14条） 役員会について（第15条）
- \* 現行のやり方に沿って書き直した
  - （第4条の2項）（第5条の1項）（第6条の2項）（第7条の1項から3項）（第10条の1項と2項と3項）（第11条の1項と2項）
  - （第12条の2項）（第13条）（第14条の1項と2項の1号と4項と5項）（第15条の3号）（第17条）
- \* 加盟クラブ数ならびに登録者数を増やし 会員の負担を軽減する目的で、改めた
  - （第5条の2項）
- \* 現行のやり方を踏襲する（中体連の先生は役員であり評議員ではない）とともに、役員として外部の有識者を加えることも想定した
  - （第7条）
- \* 「スポーツ団体ガバナンスコード」に沿った表現を追加した
  - （第8条の1項）
- \* 役員に欠員が生じた場合の措置を付け加えた
  - （第9条の2項）
- \* 定足数と委任状と議決の方法を明確にした
  - （第14条の3号）
- \* 「スポーツ団体ガバナンスコード」に沿って付け加えた
  - （第16条）（第18条）
- \* 全国大会出場者の祝い金を復活した
  - （第17条の別表3）
- \* 細則にあたる「別表2」「別表3」を加筆・修正した
- \* 不必要な箇所を省略した
  - 附則の箇所 改正附則の省略

別表1(第4条および第5条関係)

春日部市卓球連盟登録申込書 (令和8年度用)

クラブ名	代表者氏名 _____
	住所 〒 _____
	連絡先 TEL _____

No.	氏名	年齢	性別	住所(市町名のみ)
1		歳	男・女	
2		歳	男・女	
3		歳	男・女	
4		歳	男・女	
5		歳	男・女	
6		歳	男・女	
7		歳	男・女	
8		歳	男・女	
9		歳	男・女	
10		歳	男・女	
11		歳	男・女	
12		歳	男・女	
13		歳	男・女	
14		歳	男・女	
15		歳	男・女	
16		歳	男・女	
17		歳	男・女	
18		歳	男・女	
19		歳	男・女	
20		歳	男・女	

- ※ 評議員の方(2名)にはNo.(左端の番号欄)に○印をつけてください。
- ※ 年齢は令和9年4月1日現在の年齢でご記入ください。
- ※ 住所は市町名のみで結構です。(例:杉戸町)
- ※ 登録料は5名まで1000円。5名より1名増すごとに200円増しとなります。  
この用紙と一緒に事務局に納入してください。なお、追加登録はいつでも可能です。

# 委任状

所属クラブ \_\_\_\_\_

受任者 \_\_\_\_\_

上記の者を代理人とし、

春日部市卓球連盟規約 第14条3項に基づき、

令和\_\_\_\_\_年 定時評議員会の議決に関する一切の権限を委任します。

令和\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

所属クラブ \_\_\_\_\_

委任者 \_\_\_\_\_ (印)

連絡先 \_\_\_\_\_

※ 受任者とは、評議員会において 議決等の行為を代行するよう依頼された人をさします。  
評議員会に出席される方なら「同じクラブの評議員」でも「他のクラブの評議員」でも  
「卓連役員」でもOKです。委任者は、必ず受任者となる方の了解を取ってください。

※ 委任者とは、何らかの事情で評議員会に出席できない場合、議決等の行為を代理人（受任者）に委任する  
人をさします。自筆の署名と捺印をお願いいたします。

別表2(第16条関係)

春日部市卓球連盟 会計関係 申し合わせ

金額	項目
1,000円	○ 春日部市スポーツ協会評議員会出席 ○ 春日部市スポーツ協会理事会出席 ○ 春日部市スポーツ協会主催の研修会参加 ○ 春日部市スポーツ協会古利根川清掃参加 ○ 春日部市スポーツ協会環境浄化活動参加 ○ 役員会・組合せ会議等出席 ○ 大会役員（試合出場者） ○ 大会プログラム印刷製本 ○ 春日部市体育施設調整会議出席 ○ 卓連会計監査出席
2,000円	○ 大会役員（試合に出場しない者） ○ 藤まつり役員
3,000円	○ 大風マラソン役員 ○ 市内大会プログラムの原本作成 ○ 春日部卓連 評議員会の原本作成
5,000円	○ オープン大会プログラムの原本作成
20,000円	○ 事務局（1年間） ○ 会計（1年間） ○ ホームページの維持管理費（1年間、業者への支払いを含む）
500円 又は 弁当	○ 大会会場設営・撤収
会費の1/2を 補助	○ 春日部市スポーツ協会主催の新年会参加
<u>5,000円</u> <u>～20,000円</u>	<u>○ 県内で開催される大会への広告協賛金</u> <u>（額については役員会で決定し 評議員会に報告する）</u>

◎ 主催大会の経費支出（目安）

大会出場者から預かった参加費の支出の割合は

6割程度…必要経費(会場費・役員費・プログラム印刷費・ボール代など)

3割程度…賞品・賞金

1割程度…余剰金

とする。

なお、賞品・賞金の割り振りは、「会計担当者」に一任する。

また、余剰金はプールしておき、必要に応じて 大会で使用する「ネット・サポート」や「カウンター」などの購入にあてる。



別表3(第17条関係)

《 旧 》

春日部市卓球連盟慶弔規程		
区 分	金額(円)	適 用
弔慰金及び花輪等	5 0 0 0	◎ 埼玉県卓球協会の会長・副会長・理事長本人 (弔慰金5 0 0 0円と花輪又は生花) ◎ 埼玉県東部卓球連盟に加入している市町村の 会長本人 ◎ 春日部市卓球連盟の役員本人
病 気 見 舞	5 0 0 0	◎ 春日部市卓球連盟の役員本人で全治2週間以上 の入院を要する病気又は怪我 ただし、1年以内の再発によるものは除く

《 新 》

**春日部市卓球連盟 慶弔金一覧**

区 分	金額(円)	適 用
<u>死亡弔慰金</u>	5 0 0 0	◎ 埼玉県卓球協会の会長・副会長・理事長 <u>なお 葬儀には、卓連名の花輪又は生花を供する</u> ◎ 埼玉県東部卓球連盟に加入している市町の会長 ◎ <u>春日部市スポーツ協会会長</u> ◎ 春日部市卓球連盟の役員 ◎ <u>春日部卓連主催の大会に参加し、その競技中の傷病により死亡した選手</u>
傷病見舞金	5 0 0 0	◎ 春日部市卓球連盟の役員が <u>傷病により1週間以上の入院を要する場合</u> ただし、1年以内の再発によるものは除く ◎ <u>春日部卓連主催の大会に参加した選手が</u> <u>競技中の傷病により1週間以上の入院を要する場合</u>
<u>全国大会出場 祝い金</u>	<u>5000</u> または <u>20000</u>	◎ <u>春日部市卓球連盟の登録者が</u> <u>日本卓球協会主催の全国大会(硬式)に</u> <u>春日部卓連の加盟クラブ名で出場する場合</u> <u>個人戦は1人 5000円</u> <u>団体戦は1チーム 20000円</u>